

31中企企第57号
平成31年4月8日

中野区基本構想審議会会長 様

中野区長 酒井直人

中野区基本構想審議会への諮問について

中野区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

《諮問事項》

広範な区民の声を反映し、社会経済状況の変化や中長期的な社会動向、他地域の先進事例等を見据えた、中野区基本構想の改定にあたっての基本的な考え方及び盛り込むべき事項について

《諮問理由》

中野区基本構想（以下「基本構想」という。）は、1981年に初めて策定し、その後、3回の改定が行われました。

この間、少子高齢化やグローバル化の進展、ICTの急速な進歩など、社会状況は加速度的に変化を遂げており、それに伴い、区民の生活や価値観も更に多様化しています。そうした状況の中、人々が、多様な生き方や個性、文化、価値観を互いに受け入れ、協働しながら、ともに築いていく中野のまちの実現を目指していきたいと考えています。

基本構想は、中野に住むすべての人々や、中野のまちで働き、学び、活動する人々にとって、より豊かな暮らしや関わりを実現し、10年後に目指すべきまちの姿を描いた共通目標です。また、今回の改定にあたっては、区民と区が共有する中野区の姿を描くものとして、より区民が親しみや共感を持つことができる基本構想にすることを目指しています。

10年後に目指すべきまちの姿を検討するにあたっては、様々な手法や媒体により、幅広く区民の皆様の意見を聴取し、それらの反映を図るとともに、総合的、専門的な視点からの検討を進めるために、基本構想審議会でのご審議をお願いするものです。

ついては、以上の趣旨を踏まえ、社会経済状況の変化や中長期的な社会動向、他地域の先進事例等を踏まえ、基本構想の改定にあたっての基本的な考え方と、盛り込むべき事項等について、ご審議をお願いいたします。